公益信託熊日文化スポーツ基金第十八期決算公告

一、事業概要
　熊本県民による文化、芸術、スポーツ等の各分野における活動の助成や人材の育成に対する助成。
助成金・奨励金　　二〇件　三〇〇万円
二、財産目録　平成二十二年十月三十一日現在
資産合計　　一一六、二二五、五七九円
負債合計　　一一六、二二五、五七九円
正味信託財産　　〇円
　平成二十三年二月三日
　大阪市中央区北浜四丁目五番三三号
　公益信託熊日文化スポーツ基金
　受託者　住友信託銀行株式会社

配当公告

　香川県高松市高松町三〇〇二番地八
　破産者　丸福興業株式会社
　右の者に対する高松地方裁判所平成二十年(フ)第五四四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金四四三、一〇五、九一六円
一、配当することのできる金額
　金四四、四五二、九八九円
　平成二十三年二月三日
　高松市番町一―一〇―一　日下ビル三階
　破産管財人　白井　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍北海道上川郡当麻町一一九番地、最後の住所北海道上川郡当麻町六条東三丁目五番一二号　被相続人　亡　大西　要
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年二月三日
　北海道上川郡当麻町六条東三丁目五番五号
　相続財産管理人　寺島　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍北海道苫小牧市新中野町三丁目一一番、最後の住所北海道苫小牧市明野新町一丁目六番四号　被相続人　亡　川島　信二
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年二月三日
　事務所東京都杉並区荻窪四丁目三二番三号
　ＡＫオギクボビル五階五〇一号室
　相続財産管理人　弁護士　髙村　定憲
　平成二十三年二月三日
　北海道苫小牧市表町二丁目一番七号王子不動産第一ビル四階
　相続財産管理人弁護士　大谷　和広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍青森県弘前市大字茂森新町四丁目七番地三二、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　那須野忠義
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年二月三日
　青森市長島二丁目一三番一六号かわさきビル二階いそ法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　礒　裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍千葉県八街市富山自一三一四至一三四三番地合併一九八八、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　立原　健一
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年二月三日
　事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目八番八号中央ＣＩＢ六階
　相続財産管理人　弁護士　井原　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都葛飾区高砂八丁目六〇九番地一、最後の住所東京都葛飾区高砂八丁目一五番七号　被相続人　亡　白川　眞人
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年二月三日
　事務所東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　荒巻　慶士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都台東区上野三丁目一五番地、最後の住所東京都昭島市田中町二丁目二五番三号愛全園　被相続人　亡　大山　榮子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年二月三日
　日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一Ｆ
　相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍石川県輪島市門前町赤神イの四八番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　工藤　壽
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年二月三日
　石川県輪島市河井町一五部一番地ＮＴＴ輪島ビル一階輪島ひまわり基金法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　中上　勇輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍石川県羽咋市旭町ア一二〇番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　土田　伸之
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年二月三日
　石川県七尾市大手町五番地三
　相続財産管理人　堀江　重尊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍岐阜県岐阜市柳津町高桑三丁目一五七番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　武山　了
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年二月三日
　事務所岐阜市美江寺町一丁目五番地岐阜北青色会館四階
　相続財産管理人　弁護士　仲松　正人

第１期決算公告　　平成23年２月３日
福島県いわき市平谷川瀬字明治町27番地
新山寺電機株式会社
代表取締役　岡田　浩一

貸借対照表の要旨（平成22年３月20日現在）

科目		金額(百万円)
資の部	流動資産	225
	固定資産	164
	合計	390
負純資産の部及び	流動負債	52
	固定負債	332
	株主資本金	5
	資本剰余金	25
	資本準備金	25
	利益剰余金	25
	その他利益剰余金	△44
	（うち当期純損失）	△44
	合計	(44)
		390

第４期決算公告　　平成23年２月３日
福島県いわき市平谷川瀬字明治町27番地
株式会社オカダホールディングス
代表取締役　岡田　大輔

貸借対照表の要旨（平成22年３月20日現在）

科目		金額(百万円)
資の部	流動資産	6,260
	固定資産	1,084
	合計	7,345
負純資産の部及び	流動負債	6,269
	固定負債	294
	株主資本金	781
	資本剰余金	50
	利益剰余金	731
	その他利益剰余金	731
	（うち当期純利益）	(174)
	合計	7,345